

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 28 日（水）

令和 7 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 F 会議室

○ 議事日程

- 第 1 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 3 議案第 26 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 4 議案第 27 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 第 5 報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 6 報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 7 報告第 14 号 特定農地貸付の廃止届出の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君

欠席委員 11 番 杉本 剛昭 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時05分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、11 番杉本剛昭委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。5 番小西利章委員、7 番吉田恵子委員以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第24号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたしますが、1 番案件が、出席委員の審議案件となることから、当該委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時07分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後 2 時08分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第24号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

7 番吉田委員より報告をお願いいたします。

○7 番（吉田恵子君） 議案第24号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 5 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、161㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、チンゲン菜、ジャガイモを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人77歳、従事日数300日、専業、配偶者70歳、従事日数200日、専業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時09分休憩

（当該委員入室）

午後2時10分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第2、議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から4番案件までを上程いたしますが、3番案件が、出席委員の審議案件となることから、当該委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、2番案件の採決が終了後、一時退席をお願いいたします。

はじめに、1 番案件及び2 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後に一括して行います。

区域2 生川委員より報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） 議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3 項による意見聴取について、1 番及び2 番案件を一括してご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、1 筆、現況畑、1,001㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7 年7 月1 日から令和10年6 月30日までとなり、新たに3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～2 番案件について内容を説明～

続いて、2 番案件の農地は、1 筆、現況畑、941㎡でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、1 番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案件につきまして、借り手は、新規就農者となっております。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3 項による意見聴取について、1 番案件及び2 番案件を報告のとおり、承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時11分休憩
(本人案件のため当該委員退室)

午後 2 時12分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、3番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

区域2生川委員より報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） 続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の農地は、2筆、現況畑、合計428㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 3番案件の借り手につきましても、新規就農者となっております。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、3番案件を報告のとおり、承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時13分休憩

(当該委員入室)

午後 2 時14分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、4番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

区域2生川委員より報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） 続いて、4番案件をご報告いたします。

～4番案件について内容を説明～

4番案件の農地は、1筆、現況畑、1,244㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、4番案件を報告のとおり、承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

7番吉田委員より報告をお願いいたします。

○ 7 番（吉田恵子君） 議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

令和 7 年 5 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、現況畑、802㎡は準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計339㎡につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、42㎡につきましては、サクランボ、梅が肥培管理されていました。

1 筆、畑、244㎡につきましては、梅が肥培管理されていました。

1 筆、畑、597㎡につきましては、栗が肥培管理されていました。

2 筆、いずれも畑、合計1,937㎡につきましては、一体として耕作されており、タラの芽、柿、タマネギが作付けされているほか、一部準備中でした。

6 筆、いずれも現況畑、合計1,480㎡につきましては、一体として耕作されており、タマネギ、カボチャ、ニンジン、ズッキーニが作付けされているほか、一部準備中でした。

4 筆、いずれも現況畑、合計474㎡につきましては、一体として耕作されており、ジャガイモ、ネギ、キヌサヤ、カブが作付けされているほか、一部準備中でした。

4 筆、いずれも現況畑、合計915㎡につきましては、一体として耕作されており、ジャガイモ、里いもが作付けされているほか、一部準備中でした。

3 筆、いずれも現況畑、合計729㎡につきましては、準備中でした。

4 筆、いずれも現況畑、合計438.61㎡につきましては、一体として耕作されており、栗が肥培管理されていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機 2 台、草刈機、管理機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人68歳、従事日数300日、専業、姉70歳、従事日数50日、兼業、義理の兄77歳、従事日数200日、専業、叔父87歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君）　ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君）　特にありません。

○議長（齋藤和子君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君）　日程第4、議案第27号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君）　議案第27号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局よりご説明いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律に基づき、昨年策定した本市農業委員会の令和6年度最適化活動の目標の設定等が6年度中にどれだけ達成できたかを公表することとなっているため、提案するものでございます。

資料は、右上に、「別紙様式5」と記載された「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご用意ください。

お手元にない方、いらっしゃいましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

資料にはページ数がふっておりませんが、資料の1ページ目をご覧ください。

まず、「Ⅰ　農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」についてですが、注釈にて、「別紙様式1の内容を転記」と記載されておりますので、令和6年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会にて、ご承認いただきました「令和6年度最適化活動の目標の設定等」における該当内容を転記しております。

続いて、1枚おめくりください。「Ⅱ　最適化活動の実施状況」について、ご説明いたします。

はじめに、「1　最適化活動の成果目標」のうち、「（1）農地の集積について」です

が、こちらも、注釈にて「①現状及び課題」及び「②目標」について、別紙様式1を転記とございますので、先ほどと同様に転記してございます。

「③実績」についてですが、今年度の新規集積面積については、令和6年度内におきまして、農地法第3条許可、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の手続きにより、3.2haの農地を集積しましたのでその数字を記載しました。

次に、表の右側に移りまして、農地面積につきましては、耕地面積及び作付け面積統計にて記載されております309 haと記載しております。

表の2段目左側、今年度末の集積面積につきましては、今年度末の集積面積が70.6haとなっており、右側に移りまして、今年度末の集積率は、計算すると22.8%となりました。

この結果、表の3段目、目標に対する達成状況は、103.2%となりましたので、このことから、農業委員会の点検結果としては、目標を上回る結果となったと評価しております。

続いて、「（2）遊休農地の発生防止・解消」ですが、①現状及び課題、②目標を別紙様式1より転記しております。ページをおめくりください。③実績としまして、令和6年度中に、委員の皆様へ実施していただきました農地利用状況調査の結果及び意向調査の実施を記載しております。

④その他といたしまして、遊休農地の面積、調査の時期等について記載しております。こちらには記載しておりませんが、令和5年度は、14.4haの1号遊休農地が有りましたが、令和6年度には13.3haとなり、令和5年度よりも1.1ha、1号遊休農地の面積が減ったこと、また、意向調査実施時に、中間管理事業の案内を同封し、農地の集積・集約化につなげた旨を、農業委員会の点検結果に記載いたしました。

続いて、「（3）新規参入の促進」ですが、①現状及び課題、②目標を別紙様式1より転記しております。ページをおめくりください。③実績につきましては、令和6年度には、新規就農者1名が新たに参入しましたので、点検結果といたしましては、新規参入の促進を図った結果、新規就農者1名の参入があった一方で、法人の参入がなかった旨を記載いたしました。なお、③実績において、所有者からの同意を得ていないことから、一部空欄の箇所があります。

続きまして、「2 最適化活動の活動目標」のうち、「（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、記載どおりとし、「（2）活動強化月間の設定」については、①の目標に対し、②実績として、本委員会としての活動強化月間の時期、取組項目、強化月間の結果について記載いたしました。

ページをおめくりください。「(3) 新規参入相談会への参加」についてですが、①の目標に対し、営農面談会や法人参入に伴う説明会への出席の実績を記載してございます。令和6年度に新規就農をする意向がありました1名を対象に実施した、相談会・面談会について記載しました。

以上のことから、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進等の達成状況に基づいた、目標の達成状況の評語につきましては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としております。

また、推進委員等の点検・評価結果につきましては、最適化活動を実施する中で、ご提出いただきましたA3の様式3にて記載いただいた内容を反映し、表のとおりとしております。

ページをおめくりいただき、続いて、「Ⅲ 事務の実施状況」について、ご説明いたします。こちらは、令和6年度総会・部会の開催実績や許可事務の処理期間のほか、事務局におきまして違反对応をした内容を記載してございます。1. 総会・部会の開催実績については、総会の開催実績を、2. 農地法第3条に基づく許可事務については、件数、処理期間の平均日数を、3. 農地転用に関する事務として、意見を付して知事への送付については、件数、処理期間の平均日数を記載しております。最後に、4. 違反転用への対応につきましては、県と協議しながら転用者に対して違反の是正指導をしましたが、是正につながらなかった旨を記載するほか、現状と実績について記載しております。

本案につきましては、ご承認をいただければ、市のホームページにて公表する予定となります。

説明は以上となります、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。では、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 令和6年度の内容の説明でしたが、米の価格が高いという現状のなかで、農業経営に参入したいという話は出てきていますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 個人の新規参入者については、あまり話は聞かないですが、法人の方が、市内の田を活用して、酒米を作りたいと耕作地を集積しているということがあります。

○13番（村越重芳君） それ以外にはないのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 権利の移動、貸し借りについては、総会において皆さんにご

審議いただいておりますが、田を貸し借りするという件数は、少ないのが現状です。しかし、田をやられている農家の方の中には、田を集積されている方もおられます。

今後の国の稲作の政策について、どういう方向性になるのかを注視していきたいと思っております。

○12番（朝倉直芳君） 農地利用状況調査の結果に基づいて意向調査が行われ、地主さんの意向を調査するために意向調査書が送付されていますが、意向調査書に記載された中間管理事業の案内の説明文をもっと分かりやすく、優しい文面にしたほうが、地主さんも農地中間管理機構に貸してみるかということになるのではないかと。

○局長補佐（松澤一樹君） 分かりました、検討してみます。

○12番（朝倉直芳君） 次に、事務の実施状況における総会・部会の開催実績についてですが、地区部会も開催されて、農業委員は出席しているのだから、その回数も加味することができないのか。このままホームページに載せると、農業委員は、月に1回だけの仕事なのかということになるが、地区部会の分も含めることによって、一般の人が受けるイメージが少しでも和らぐのではないかと思います。

○局長補佐（松澤一樹君） 昨年度までは、地区部会の開催についても含めていましたが、農業会議に確認したところ、本来、ここに言う部会というのは、茅ヶ崎市における地区部会の性格とは違って、農業委員の中の一部の農業委員により構成され、意見を提言したり、委員会の事務を処理することができる機関を言うものであるとのことでした。地区部会の開催が実績に載らないからと言って、地区部会を疎かにしているものではありません。

来年度以降、地区部会の実績をどう取り扱っていくか、農業会議に確認して、決めていきたいと思えます。

○4番（大竹孝一君） 農業委員会の活動をホームページに載せるのであれば、委員は地区部会にも出席しているし、市の職員と同行して調査にも行っているのだから、そういったことも掲載して欲しい。これだけ見ると、農業委員は、月に1回しか活動していないように言われてしまうし、ホームページを見た人にもそういった印象を与えてしまう。

○局長補佐（松澤一樹君） 農業委員から地区部会は地区部会の実績として乗せることができないかという意見があったことを農業会議に伝えて、今後の書き方については、考えていきたいと思えます。

皆様の活動は、総会だけではなくて、総会の審議案件についての現地調査や農地パトロール

ールをしたり、相談事や新規就農者への支援などもいただいております。それらのことをホームページ上において、一般の方が知るということはなかなか難しいところではありますが、農業委員会の活動についての質問が事務局にあったときには、農業委員は、そういった活動もされているということを周知していきたいと思っています。

○4番（大竹孝一君） 新規就農者の実績が1名と言うことですが、今までの新規就農者の中で止めてしまった人はいないのですか。以前は、止めた人がいましたが。

○局長補佐（松澤一樹君） 以前は、止めた人がいましたが、現状においては、しっかり農業を行っていて、止めるという人の話は聞いていません。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第27号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、報告のとおり公表することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第6、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第7、報告第14号、特定農地貸付の廃止届出の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。議案書は5ページ、1番案件から3番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。議案

書は 6 ページ及び 7 ページ、1 番案件から 13 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、資材・車両置場となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第 14 号、特定農地貸付の廃止届出の報告についてご説明いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

本案は、市民農園として、平成 19 年第 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会にて特定農地貸付の承認後、更新しておりました 1 筆、畑、552 ㎡について、所有者の都合により、廃止する旨の届出が茅ヶ崎市に対してあったものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 12 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第 13 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、報告第 14 号、特定農地貸付の廃止届出の報告についてまでの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 45 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員